

# 西周王権と王畿内大族の動向について

—西周中期改革考(2)—

谷 秀 樹

## 序章

西周王朝は、共王期頃以降に変革の時期に入る。それはいわば、従来の殷的な要素を多分に許容していた旧体制から周的な新体制樹立への模索であり、具体例としては周的君臣儀礼である冊命儀礼の導入や、王号に変わる排他的専称としての天子号の採用等がそれにあたる<sup>1)</sup>。

前稿では<sup>2)</sup>、このような諸改革(本論では「中期改革」と総称する)に関連する政治的・社会的変化の1つとして、陝東出自者の「周化」過程に着目し、彼等が陝東出自の表徴を漸次廃棄して周王朝の新体制内に包摂されていく過程について分析した。

この検討結果を踏まえて本稿では、同時期における王畿内大族(陝東系諸族も含む)の動向について周王権の変容過程との関連性という観点から概観し、「中期改革」を通じて形成された周的君臣関係の特質について更なる追求を進めていきたいと思う。

なお、検討作業では主に金文史料を用いる事にするが、紀年が示された金文(以下、紀事金文)の断代に関しては吉本道雅 2004, 2005 に示された断代案(以下、吉本紀年)に基本的に依拠する事にする。また、紀事金文以外の金文断代については、林巳奈夫『研究』や白川静『通釈』等の断代案を参考にする事にする<sup>3)</sup>。

## 第一章 周王権による陪臣関係の統括

西周代、陪臣関係にある王官同士の間においては、属官が上官を「朕辟天子獻伯」、「皇天尹大保」、「天佑王伯」、「朕甸君公伯」等の特殊な尊称で称呼する事例が見出され、また周王に対するのと同様に「対揚」形式を用いて呼称する例も認められる(表1, 表2参照)<sup>4)</sup>。また、特に中期改革期以降になると、王朝における冊命儀礼に類した廷礼を用いて陪臣関係を再確認する事例が現れており、その際には「右者」または「呼某召者」が上官・属臣間の仲介役を務めたり、「若曰」という本来周王が用いるべき自述形式を上官が採用する場合もあった<sup>5)</sup>。

そうして、師鬲鼎銘(中期 [2830]、II B) に王から師鬲に対する賜与について記した後で、

・・鬲拜稽首、休伯大師肩嗣鬲臣皇辟、天子亦弗忘公上父猷德、鬲蔑曆。・・鬲敢釐王、卑天子万年□□。伯大師武臣、保天子、用厥刺祖□德。鬲敢对王休。・・

・・鬲 拜稽首し、伯大師の肩して、鬲を嗣がしめて皇辟に臣えしめしを休とす。天子亦、公上父の猷德を忘れず、鬲 蔑曆せらる。・・鬲 敢えて王を釐け、天子をして万年□□ならしめん。伯大師の武臣、天子を保んじ、厥の刺祖の□德を用いん。鬲 敢えて王の休に対す。・・

とあり、師鬲が周王との主従関係と陪臣関係上の上官である伯大師との序列関係とを並挙している

事例に拠ると、属臣にとって陪臣関係上の主従関係は周王とのそれに準ずる重要性を持っていたものと考えられる。

そして、このような陪臣関係は、卯簋銘（中期 [4327]）に、

・・榮伯呼命卯。曰、在乃先祖考、死嗣榮公室。昔乃祖亦既命、乃父死嗣莽人。不淑、取我家朱、用喪。・・

・・榮伯呼びて卯に命ぜしむ。曰く、乃が先祖考に在りては、榮公の室を死嗣せり。昔 乃が祖もまた既に命ぜられ、乃が父も莽人を死嗣せり。不淑なりしとき、我が家の朱を取り、用て喪せしめたり。・・

とあり、また師獸簋銘（後期 [4311]）に「乃祖考有勲于我家」、逆鐘銘（後期 [60—63]）に「乃祖考□政于公室」とあるように祖考の代から継承されるものであり<sup>6)</sup>、同簋銘（中期 [4270—4271]）に「世孫々子々、左右吳大父」とあるように「孫々子々」の代に至るまで受け継がれるという世襲性を有するものでもあった。

上記のような陪臣関係の特質は、時に周王権の至高性と抵触するものであったと思われるが、この点に関する対応が本格的に企図されるのは中期改革期以降になってからの事であり、それは主に冊命儀礼に拠り陪臣関係を構築し、「陪臣関係自体を周王朝の統制下におく」という施策によってであった。

例えば免簋銘（中期 [4240]、Ⅱ）に、

隹十又二月初吉、王在周。昧喪、王格于大廟。井叔有免、即命。王授作冊尹書、卑冊命免。曰、命汝胥周師、嗣勳。・・

これ十又二月初吉、王 周に在り。昧喪、王 大廟に格る。井叔 免を有け、命に即かしむ。王 作冊尹に書を授け、免に冊命せしむ。曰く、汝に命じて周師を胥け、勳を嗣らしむ。・・

とあり、免に対して周師を「胥」（=補佐）する事を命じたり、前掲同簋銘において、

隹十又二月初吉丁丑、王在宗周、格于大廟。榮伯右同、位中廷、北郷。王命同、左右吳大父、嗣場林、虞、牧。・・

これ十又二月初吉丁丑、王 宗周に在り、大廟に格る。榮伯 同を右け、中廷に位して、北郷す。王 同に命じ、吳大父を左右し、場の林、虞、牧を嗣らしむ。・・

というように、同に対して吳大父を「左右」（=補佐）する事を命じたりしている例がそれであり、また庚季鼎銘（中期 [2781]）で、

隹五月既生霸庚午、伯俗父右庚季。王賜。・・。曰、用左右俗父、嗣祿。・・

これ五月既生霸庚午、伯俗父 庚季を右く。王 ・・・を賜う。曰く、用て俗父を左右し、祿を嗣らしむ、と。・・

というように、庚季に対して右者である伯俗父を「左右」するように命じたり、呂服余盤銘（中期 [10169]）において、

隹正二月初吉甲寅、備仲内右呂服余。王曰、服余。命汝更乃祖考事、疋備仲、嗣六自服。・・

これ正二月初吉甲寅、備仲 内りて呂服余を右く。王 曰く、服余よ。汝に命じて乃の祖考の事を更がしめ、備仲を疋け、六自の服を嗣らしむ、と。・・

というように、呂服余に対して右者である備仲を「疋」（=補佐）する事を命じたりしている事例によると、「右者—受命者」間に陪臣関係を構成しようとする場合もあった。これに対して、獄簋銘[『近二』（中期 [438]）]で、

・・獄曰、朕光尹周師右、告獄于王。王或賜獄佩、緇市、朱衡。曰、用事。獄拜稽首、对揚王

休。・

・・獄曰く、朕が光尹周師 右け、獄を王に告ぐ。王 或りて獄に佩、縑市、朱衡を賜う。曰く、用て事えよ、と。獄 拝稽首し、王の休に対揚す。・

とある事例は、既存の陪臣関係に冊命儀礼による〔右者—受命者〕関係の枠組みを当て嵌める事で以て、陪臣関係を王朝内の序列秩序に確実に位置づけようとする試みであろう。

また、蔡簋銘（後期 [4340]）によると、

佳元年既望丁亥、王在滅虍。且王格廟、即位。宰召入右蔡、位中廷。王呼史年、冊命蔡。王若曰、蔡。昔先王既命汝作宰、嗣王家。今余佳鬻鬯乃命、命汝眾召、執疋对各、死嗣王家。・

これ元年既望丁亥、王 滅虍に在り。且に王 廟に格り、位に即く。宰召 入りて蔡を右け、中廷に位す。王 史年を呼びて、蔡に冊命せしむ。王若く曰く、蔡よ。昔 先王既に汝に命じて宰と作し、王家を嗣らしめたまえり。今 余これ乃が命を鬻鬯し、汝と召とに命じて、執疋对各し、王家を死嗣せしむ。・

というように、蔡に対して右者である宰召と「執疋对各」（=相互に補完し合う）事を命じて「同輩関係（この場合は宰職）を構築しようとする」場合もあった。

そうして、共和元年の師兌簋一銘（後期 [4274—4275]、ⅢB）に、

・・王呼内史尹、冊命師兌、疋師穌父、嗣左右走馬、五邑走馬。・

・・王 内史尹を呼びて、師兌に冊命し、師穌父を疋け、左右走馬、五邑走馬を嗣らしむ。・

とあり、師兌に対して師穌父を「疋」する事を命じ、ついで共和三年の師兌簋二銘（後期 [4318—4319]）で、

・・王呼内史尹、冊命師兌。余既命汝疋師穌父、嗣左右走馬。今余佳鬻鬯乃命、命汝執嗣走馬。・

・・王 内史尹を呼び、師兌に冊命せしむ。余 既に汝に命じて師穌父を疋け、左右走馬を嗣らしむ。今 余これ乃の命を鬻鬯し、汝に命じて走馬を執嗣せしむ。・

というように、師穌父を「疋」する命を「鬻鬯」（=再認証）するように命じているように、同じ内容の冊命儀礼を繰り返す事で王命に拠る陪臣関係を「再構築」させる事もあった<sup>7)</sup>。

このような王命は王官の族内や外諸侯内の分族関係にまで浸透していたようであり、例えば弭叔簋銘（後期 [4253—4254]、ⅢA）では、

・・王呼尹氏、冊命師宗。賜汝赤舄、攸勒。用楚弭伯。師宗拝稽首、敢对揚天子休、用作朕文祖宝簋。弭叔其万年。・

・・王 尹氏を呼び、師宗に冊命せしむ。汝に赤舄、攸勒を賜う。用て弭伯を楚けよ、と。師宗 拝稽首し、敢て天子の休に対揚し、用て朕が文祖の宝簋を作る。弭叔 それ万年ならんことを。・

というように、師宗（=弭叔）に対して同族の弭伯を「楚」（=補佐）する事が命じられており、また善鼎銘（中期 [2820]）では、

・・王曰、善。昔先王既命汝左胥鬯侯。今余唯肇鬻先王命、命汝左胥鬯侯、監幽白戍。・

王曰く、善よ。昔 先王既に汝に命じて鬯侯を左胥せしめたり。今 余これ先王の命を肇鬻す。汝に命じて鬯侯を左胥し、幽白の戍を監せしむ。・

というように、善に対して鬯侯を「左胥」（=補佐）する事が命じられていた<sup>8)</sup>。

すなわち、周王権は主に冊命儀礼を通じて陪臣関係を「把握・統括」しようとしていたので

あり、これまで放任してきた個別的陪臣関係を統制下に置き、その恣意的性格を抑制しようと志向していたものであろう。

## 第二章 懿王～孝王期の周王権と関中大族

しかし、王権強化の試みは実際の政治動向によっても左右されるものであり、王朝の思惑通りにはなかなか進捗しなかったものと見られる。

懿王初年から夷王初年にかけては、関中王畿内において特に土地関係の権利侵害や売買契約の不履行等をめぐる訴訟事件が頻発する。このような問題が起こってきた背景には、周初以来の関中王畿に対する大規模な徙民政策が関係していたものと思われ<sup>9)</sup>、特に在地の周系諸族と徙民されてきた陝東系諸族との間においては、周初以来土地の領有関係をめぐる葛藤が醸成されていたものであろう。例えば、召鼎銘（中期 [2838]）で訴訟当事者となっている召は陝東出自であり<sup>10)</sup>、同じく裘衛鼎一銘（中期 [2832]、II B）や裘衛鼎二銘（中期 [2831]、II B）、裘衛盃銘（中期 [9456]、III）で訴訟当事者となっている裘衛も陝東出自であった可能性がある<sup>11)</sup>。また散氏盤銘（後期 [10176]、II）所載の事案は、在地系ではあるが非周系の矢氏と周系の散氏との間で起こった争訟であった<sup>12)</sup>。

そもそも王朝による中期改革が関中王畿を発源地としていたのも、関中王畿内周系諸族から、このような宿痾と言ってもよい課題の解決を要請されていたためであろうと思われる。

上記のような訴訟問題の審理が本格的に進められたのは懿王初年以降である。当初、各訴訟の審理・裁決を担当していたのは、懿王元年の前掲召鼎銘に、

・・佳王四月既生霸、辰在丁酉。井叔在異為□。[召] 使厥小子鬻、以限訟于井叔。・・昔饉歲、匡衆厥臣廿夫、寇召禾十秭、以匡季告東宮。・・

・・これ王の四月既生霸、辰は丁酉に在り。井叔 異に在りて□を為す。召 その小子鬻をして、限を以て井叔に訟せしむ。・・昔 饉歲に、匡の衆 その臣廿夫、召の禾 十秭を寇せり。匡季を以て東宮に告ぐ。・・

とあり<sup>13)</sup>、また儻匱銘（後期 [10285]）<sup>14)</sup> に、

佳三月既死霸甲申、王在莽上宮。伯揚父廼成贅曰、牧牛。馯、乃可湛。汝敢以乃師訟、汝上邛先誓、今汝亦既又邛誓。・・

これ三月既死霸甲申、王 莽の上宮に在り。伯揚父 廼ち贅を成して曰く、牧牛よ。ああ、乃ち湛にすべし。汝 敢て乃の師を以て訟し、汝 上邛して先づ誓いたり。今 汝また既に誓に邛うこと又り。・・

とあるように、井叔や東宮、伯揚父等の単独裁定者であった<sup>15)</sup>。

ところが、孝王期以降になると、このような単独の裁定者にかわって、有力諸族によって構成される執政団が審理を担当するようになった。

孝王元年の師詢簋銘（後期 [4342]）によると、

・・王曰、師詢。哀哉、今日天疾畏降喪。秉徳不克肅、故亡承于先王。嚮汝彼純卹周邦、綏位余小子。・・

・・王曰く、師詢よ。哀しい哉、今日 天疾畏にして喪を降せり。徳を乗ること肅しむこと克わず、故に先王に承くること亡し。嚮に汝 彼みて周邦を純卹し、余小子を綏んじ位あらしむ。・・

というように、懿王末年から孝王初年にかけて何らかの混乱が起こったようであり、初めての傍系からの即位が王朝支配体制に対して少なからぬ動揺をもたらした事が知られる。このような王朝の内部事情も関係して、関中王畿内の訴訟問題も一層深刻化したものと思われ、より強力・迅速な対応を実行する必要性に迫られ、有力者による合議機関が設けられたものであろう。

執政団は、まず孝王5年の前掲裘衛鼎一銘で、

佳正月初吉庚戌、衛以邦君厲、告于井伯，伯邑父，定伯，隰伯，伯俗父曰、厲曰、・余審貯田五田。井伯，伯邑父，定伯，隰伯，伯俗父廼覲、使厲誓。・

これ正月初吉庚戌、衛 邦君厲を以て、井伯，伯邑父，定伯，隰伯，伯俗父に告げて曰く、厲は曰く、・余 審んで田五田を貯らん、と。井伯，伯邑父，定伯，隰伯，伯俗父 廼ち覲りて、厲をして誓わしめたり。・

というように井伯を筆頭者として結成され<sup>16)</sup>、ついで夷王3年の前掲裘衛盂銘に、

・裘衛廼斂告于伯邑父，榮伯，定伯，隰伯，單伯。・

・裘衛 廼ち斂んで伯邑父，榮伯，定伯，隰伯，單伯に告ぐ。・

とあり、また夷王12年の永盂銘（中期 [10322]、Ⅱ）〈この時、井伯は席次第二位〉においても、

佳十又二年初吉丁卯、益公内、即命于天子。公廼出厥命、賜畀師永厥田陰陽洛。疆眾師俗父田。厥眾公出厥命、井伯，榮伯，尹氏，師俗父，趙仲。・

これ十又二年初吉丁卯、益公 内りて、命に天子に即く。公 廼ちその命を出だし、師永にその田を陰陽洛に賜畀う。疆は師俗父の田に眾ぶ。その公とその命を出だせしは、井伯，榮伯，尹氏，師俗父，趙仲なり。・

というように、それぞれ再結成されている。そうして、厲王31年の鬲攸従鼎銘（後期 [2818]、ⅢB）になると、

・鬲従以攸衛牧告于王曰、汝覓我田牧、弗能許鬲従。王令省、史南以即虢旅。虢旅廼使攸衛牧誓曰、我弗具付鬲従其租、謝分田邑、則放。・

・鬲従 攸衛牧を以て王に告げて曰く、汝 我が田牧を覓り、鬲従に許すること能わず、と。王 省せしめて、史南をして以て虢旅に即かしむ。虢旅 廼ち攸衛牧をして誓わしめて曰く、我 鬲従の租を具付し、謝するに田邑を分たざるときは、則ち放たれむ、と。・

というように、再び単独裁定者（この事例では虢旅）が訴訟の裁定にあたり、執政団の事例は史料上からは確認されなくなる。

このように、執政団の結成は一時的なものであったようであるが、しかしこの時期に少数の有力諸族代表者による合議体制という前例が開かれた点は重要であった。すなわち以後の政局において、特に関中内の有力諸族が王朝政治に対して大きな発言権を持つ契機となったものと思われ、このような有力諸族側の動向は必然的に王権の強化という周王側の命題と背馳する方向性であったと見られるのである。

### 第三章 夷王～共和期の周王権と関中大族

夷王期に入ると、王朝は孝王期以来の混乱を克服し、再び中期改革に着手し始める。夷王期以降の改革は陝東地域に対する政策が中心を占めるようになり、従前の関中地域を主な対象とする改革

と対比して第二次中期改革と称してもよい時期に入るのであるが<sup>17)</sup>、まずは元年に「周康宮」を開設して新たな拠点としている〈師顛簋銘（後期 [4312]）〉。「康」は康王を指していたものと思われ、陝東支配を漸く確立した時期の王である康王は、第二次改革においては模範とすべき先王とされたのであろう<sup>18)</sup>。

ついで即位した厲王は、第二次中期改革を一層推し進め、陝東重視の方針を徹底しようとした。その政治姿勢はいわば周王朝の“陝東王朝”化であり、陝東経略に重点を置いていた<sup>19)</sup>。まず即位5年目以降には、王自作器に初めて殷式紀年法を採用しており〈5年の馱鐘銘（後期 [358]）、12年の馱簋銘（後期 [4317]）〉、また陝東系の者に対して特に手厚い措置をとるようにしている。例えば12年の大簋二銘（後期 [4298—4299]、ⅢB）では、

・・王呼吳師召大、賜趨嬰里。王命善夫豕、曰趨嬰曰、余既賜大乃里。嬰賓豕章、帛束。嬰令豕曰天子。余弗敢斁。・・

・・王 吳師を呼びて大を召さしめ、趨嬰の里を賜う。王 善夫豕に命じ、趨嬰に曰わしめて曰く、余は既に大に乃の里を賜えり、と。嬰 豕に章、帛束を賓す。嬰 豕をして天子に曰わしむ。余は敢て斁まず、と。・・

というように、陝東系の大<sup>20)</sup>に対して特に王命で以て土地を転賜させており、また25年の鬲從盥銘（後期 [4466]、ⅢB）では、

隹王廿又五年七月既□□□、[王] 在永師田宮。命小臣成、侑逆□□内史無彫、大史旃曰、章厥斁夫□鬲從田其邑□、□、□。復侑鬲從其田、其邑復、斁言二邑、畀鬲從。・・復侑鬲從□十又三邑。・・

これ王の廿又五年七月既□□□、王 永の師田の宮に在り。小臣成に命じて、逆□□することを内史無彫、大史旃に侑せしめて曰く、章の斁夫 鬲從の田 その邑□、□、□を□せり。鬲從の田を復侑し、その邑復、斁言の二邑もて、鬲從に畀えよ。・・鬲從に□十又三邑を復侑せり。・・

というように、同じく陝東系の鬲從<sup>21)</sup>が被害者となった争訟の際に、王自ら親臨して裁定にあたるという特別措置をとっている。そうしてこのような対応を受けて鬲攸從（＝鬲從）は、31年の前掲鬲攸從鼎銘での訴訟の際、

・・鬲從以攸衛牧告于王曰、・・

・・鬲從 攸衛牧を以て王に告げて曰く、・・

というように直接王に対して提訴しているのである<sup>22)</sup>。周初以来姿を見せていなかった陝東系の召族が再び登場するのも厲王期の事である<sup>23)</sup>。

他方で、大克鼎銘（後期 [2836]、ⅢB）<sup>24)</sup>によると、

・・王呼尹氏、冊命善夫克。王若曰、克。・・賜汝井家劓田于豳、以厥臣、妾。・・賜汝井退劓人。鞫賜汝井人奔于暲。・・

・・王 尹氏を呼び、善夫克に冊命せしむ。王若く曰く、克よ。・・汝に井家の劓する田を豳に賜い、その臣、妾と以にす。・・汝に井退の劓する人を賜う。汝に井人の暲に奔れるを鞫賜す。・・

というように、厲王は井氏の所領や属人を寵臣である克氏（出自不詳）に転賜しており、周系旧族に対しては冷遇的措置をとっていたように見える。

また、厲王は王に直属する君臣関係の構築を意図しており、例えば16年の成鐘銘〔『近二』（後期 [5]）〕に、

隗十又六年九月丁亥、王在周康夷宮。王親賜成此鐘。・ ・

これ十又六年九月丁亥、王 周の康夷宮に在り。王 親しく成にこの鐘を賜う。・ ・  
とあるように、成に賜与する際に「親」形式を採用している<sup>25)</sup>。この形式は、「呼某召者」のような仲介者の介在を前提としながら改めて「王親ら」命を下したり賜与を行ったりする事で<sup>26)</sup>、寵臣との個別的な主従関係を強めようとする狙いがあったものと考えられる。

以上のような厲王による恩倖的主従関係の形成や陝東系優遇策、及び陝東経略の展開に伴う関中王畿に負荷された軍事負担<sup>27)</sup>は、既存の特権的階層である関中内有力諸族（周系及び「周化」した諸族中の大族）に対して少なからぬ動揺をもたらしたであろう。そうして、これらの諸問題を複合的要因の1つとして勃発したのが、関中内有力諸族による政変、いわゆる「厲王奔彘」であったものと思われる。

その後共和年間に入り、関中王畿には有力諸族による合議体制が樹立されたと見られるが、これは先述した執政団の形式を発展的に継承した統治形態であったと評価すべきであろう。ただ、王の放逐はやはり王朝に大きな動揺を与えたものと見えて、毛公鼎銘（後期 [2841]、ⅢB）に<sup>28)</sup>、

王若曰、父厝。・ ・ 敗天疾畏、嗣余小子弗徂、邦将害吉。鬪々四方、大縦不静。・ ・

王 若く曰く、父厝よ。・ ・ 敗天疾畏、嗣げる余小子を徂めずして、邦 将いに害吉あらんとす。

鬪々たる四方、大いに縦れて静らかならず。・ ・

とあるように、この時期何らかの騒乱が起こっていたらしい。宣王期の懸案となる獫狁の蠢動もこの頃から既に始まっていたものと推測され、また陝東に逼塞した厲王の反攻も当然警戒せねばならなかったはずである。

それ故、共和期の政治体制は一種の軍政的性格を帯びていたものと思われ、共和政治を主導した伯穌父（=師穌父）が本来師官であり、また共和年間の紀事金文がほとんど師職者関係器であるのも、この点と関係していよう<sup>29)</sup>。そうして、共和元年の前掲逆鐘銘に、

隗王元年三月既生霸庚申、叔氏在大廟。叔氏命史盥、召逆。叔父若曰、逆。乃祖考□政于公室。今余賜汝干五，錫戈彤綏。用鞫于公室僕，庸，臣，妾，小子室家。・ ・

これ王の元年三月既生霸庚申、叔氏 大廟に在り。叔氏 史盥に命じ、逆を召さしむ。叔氏若く曰く、逆よ。乃が祖考 公室に□政せり。今 余汝に干五，錫戈彤綏を賜う。用て公室の僕，庸，臣，妾，小子の室家を鞫せよ。・ ・

というように、叔氏が属臣との関係で冊命儀礼的廷礼を用いたり、同じく叔氏や伯穌父が属臣に対して「若曰」という本来周王が用いるべき自述形式を採用する（前掲逆鐘銘と共和元年の前掲師穌父簋銘）等、陪臣関係上の上官を周王権に擬するかのような僭上の振る舞いが際立っていたのもこの時期であった。

但し、このような専横が認められる一方で、共和年間の権臣には冊命儀礼の志向性を堅持しようとする傾向も見られた。例えば、前掲師穌父簋一銘及び師穌父簋二銘によると、師穌父に対し二度にわたって師穌父の「疋」が命じられており、これは冊命儀礼が持つ「陪臣関係の統括」という側面を権臣側が承認していた事を意味しよう。すなわち、伯穌父等は関中王畿内有力諸族の権勢維持及び拡大と王朝体制の存続という二つの命題を両立させようとしていたのであり、関中王畿内諸族の権益を最優先に考える“関中王朝”の再興を意図していたものであろう。

## 第四章 宣王～幽王期の周王権と関中大族

伯穌父が死去した後、数年して宣王の親政期が開始される（共和元年に既に即位）<sup>30)</sup>。宣王が当初何よりも心掛けていたのは、関中王畿内有力諸族に対する配慮であった。特に周系大族の一である毛氏<sup>31)</sup>に対しては、共和期末年の器銘とされる前掲毛公鼎銘に、

・王曰、父厝。・命汝辭我邦，我家内外。・雫之庶出入使于外、敷命敷政、飶小大楚賦。・麻自今、出入敷命于外、厥非先告父厝，父厝舍命、母又敢恣敷命于外。・已、日徼茲卿事寮，大史寮、于父即尹。命汝鞫嗣公族雫参有嗣、小子，師氏，虎臣、雫朕藝事。以乃族、扞敌王身。・  
 ・王曰く、父厝よ。・汝に命じて我が邦，我が家の内外を辭めしむ。・之の庶の出入して外に使し、命を敷き政を敷くにおいて、小大の楚賦を飶めよ。・今より麻たるのち、出入して命を外に敷くに、その先づ父厝に告げ、父厝が命を舍くに非ずんば、敢て恣しみて命を外に敷くことあるなかれ。・ああ、日げて茲の卿事寮，大史寮に徼め、父に于て即きて尹さしめよ。汝に命じて鞫せて公族と参有嗣、小子，師氏，虎臣と、朕が藝事とを嗣めしむ。乃の族を以て、王の身を扞敌せよ。・

とあるように、広範囲に渉る権限を付与しており、また同じく周族出自の虢氏も宣王期から幽王期にかけて重遇されていたものと見られる<sup>32)</sup>。また、当該期の獫狁征伐事業や陝東における貢賦徴収体制の再建に向けての積極的な取り組みにも<sup>33)</sup>、関中内諸族の安全保障確立及び貢賦収入の再分配による関中内諸族の財源確保という意味あいがあったはずである。

一方、多友鼎銘（前期 [2835]）<sup>34)</sup>によると、

唯十月、用獫狁放興、広伐京白、告追于王。命武公、遣乃元士、羞追于京白。武公命多友、率公車羞追于京白。・多友迺献俘，馘，訊于公。武公迺献于王。迺曰武公曰、汝既靖京白。釐汝、賜汝土田。丁酉、武公在献宮。迺命向父召多友、迺延于献宮。公親曰多友曰、余肇使汝、休不逆。有成事、多擒。汝靖京白。賜汝圭瓚一，錫鐘一□，鑄攸百鈞。・

これ十月、獫狁放び興り、京白を広伐するを用て、王に告追す。武公に命ず、乃が元士を遣し、京白に羞追せよ、と。武公 多友に命じ、公の車を率いて京白に羞追せしむ。・多友迺ち俘，馘，訊を公に献ず。武公迺ち王に献ず。迺ち武公に日いて曰く、汝既に京白を靖んず。汝に釐し、汝に土田を賜う。丁酉、武公 献宮に在り。迺ち向父に命じて多友を召さしめ、迺ち献宮に延かしむ。公親しく多友に日いて曰く、余 肇めて汝を使わずに、休ありて逆なし。成事有りて、擒多し。汝 京白を靖んず。汝に圭瓚一，錫鐘一□，鑄攸百鈞を賜う、と。・

というように、周族出自の（井）武公が臣僚の多友に賜与する際に、向父を仲介役（この場合は「命某召者」として用いており、また王による「親」形式に類した「親曰」形式を適用している。「命某召者」の介在は冊命的廷礼に準ずる儀礼であった事を示しており、また「親曰」形式の使用は寵臣との個別的な主従関係強化の意図を示している。これらの側面は、個別的陪臣関係を周王権に擬する方向性であったものと思われるが、但し武公は多友から献上された戦利品をまず王に献上し、王からの賜与を受領した上で多友に対する賜与儀礼を行っており、自らを主君とする主従関係があくまで王を頂点とする君臣関係の下部構造である点を強調している。つまり武公の立場は、共和期の関中内有力諸族のそれを継承するものであり、自らの権勢維持と共に王朝体制の存続を意図していたものと見られるのである。

このように、宣王は当初関中有力諸族に対する配慮を優先し、諸族側もこれを受けて王権を支え

る方針を採っていたものと考えられるのであるが、親政開始から15年程経過すると、厲王期の継承と見られる対関中施策が見出されるようになる。まず宣王16年には、厲王の名を冠した「周康厲宮」が登場し、また厲王期の寵臣であった克氏が再起用されている〈克鐘銘（後期 [204—209]、ⅢB）〉。ついで18年には、呉虎鼎銘 [『近』（後期 [364]）] に、

唯十又八年十又三月既生霸丙戌、王在周康宮夷宮。道入右呉虎。王命善夫豊生、鬲工雍毅、鬲厲王命。取呉□旧疆、付呉虎。・・

これ十又八年十又三月既生霸丙戌、王 周の康宮夷宮に在り。道 入りて呉虎を右く。王 善夫豊生、鬲工雍毅に命じ、厲王の命を鬲がしむ。呉□の旧疆を取り、呉虎に付さしむ。・・  
 というように、陝東系の呉虎<sup>35)</sup>に対し、厲王期に内定していた領地を「厲王の命を鬲いで」付与している。陝東系の人材登用という面でいうと、召氏や召氏もこの時期に再起用されていた<sup>36)</sup>。

一方、先述の王による「親」形式も活用されており〔前掲克鐘銘、晋侯蘇鐘銘 [『近』（後期 [35—50]）]〕<sup>37)</sup>、厲王期のそれを継承して個別的主従関係の強化を企図している。また、冊命儀礼にも新しい形式が導入され<sup>38)</sup>、王朝の君臣儀礼としての深化が図られている。

以上のように、宣王親政期においては関中周系諸族を重遇する一方、陝東出自者に対しても一定の配慮を示し、また王権強化をも推進するというように、周王を扇の要とする形で政権の均衡が維持されていたものと思われる。

しかし、様々な意味で諸勢力の結び目であった宣王が死去すると、周王朝の支配体制（特に王を主軸とする君臣関係）は急速に弛緩し始めたようである。例えば幽王3年の柞鐘銘（後期 [133—139]、ⅢB）に、

隹王三年四月初吉甲寅、仲大師右柞。柞賜載，朱黄，鬻。鬲五邑甸人事。柞拜手、对揚仲大師休。・・

これ王の三年四月初吉甲寅、仲大師 柞を右く。柞 載，朱黄，鬻を賜わる。五邑甸人の事を鬲れ、と。柞 拜手し、仲大師の休に対揚す。・・  
 とあるのによると、受命者である柞は王に対してではなく右者である仲大師に対して「拜手、対揚」している。このようなやり方は、冊命儀礼が本来的に志向していた「陪臣関係の抑制」という側面を真っ向から否定するものであり、むしろ陪臣関係強化に利用されている。そうして又、このような側面は共和期との大きな相違でもあり、もはや王朝との両立を意図しない勢族も現れていた事を示していよう。

## 結び

本稿では、西周代における王畿内王官の統属関係と大族の動向について、西周中期改革との関わりを中心に論じてきた。

西周代の私的陪臣関係においては、一般的に属官が上官に対して「周王に対する場合と類似の」形式で以て臣事するという事例が見受けられたのであるが、本稿での検討結果によると、周王は主に冊命儀礼によって陪臣関係の「把捉・統括」を試みており、個別的陪臣関係の恣意的展開を極力回避させようと意図していたものと見られる。

しかし、懿王初年以降になって関中王畿内では土地関係の訴訟事件が頻発し、深刻化した事態に

対処するために審理担当目的の執政団が結成された。執政団自体は夷王期以後に史料上から姿を消すが、少数の有力大族により合議体制が立ち上げられたという前例が開かれた点は重要であり、「厲王奔彘」後に成立した共和年間の大族合議体制はその発展形態であったものと評価される。すなわち、関中大族が台頭して以降、周王朝内部においては一種の二重権力構造が形成されたのであり、実質的に王朝権力を周王権と関中王畿内大族が分有する状態になったものと思われる。その後、宣王期に入ると王畿内大族に対して配慮しながら王権の再興が図られたようであるが、宣王死去後はそのような王権と王畿内大族の勢力均衡が崩れ、王朝体制の解体が進行したものと見られる。

## 注

- 1) 西周代の天子号については、拙稿 2008 参照。
- 2) 拙稿 2010。陝東出自者や「周化」の定義についても拙稿 2010 参照。
- 3) 『研究』、『通釈』については、本稿末尾の《引用文献一覧》参照。上記以外には、『殷周金文集成』【以下『集成』】、『近出殷周金文集成録』【以下『近』】、『近出殷周金文集成録二編』【以下『近二』】の断代案を参考にする。  
また、本稿で銘文を引用する際には、断代案を〔(1)『集成』又は『近』、『近二』の断代案、(2)『集成』又は『近』、『近二』の著録番号、(3)『研究』の断代案〕の順に付記する事にする（『近』、『近二』の場合のみ、特に書名を注記している。又、『集成』、『近』、『近二』の断代案の西周早期、晩期を本稿では前期、後期と改めた）。
- 4) 外諸侯内における陪臣関係において、属臣が諸侯に対して特殊称謂を用いた例としては、燕侯・圉間の事例〈称【朕公君】〉〔圉方鼎銘（前期 [2505]）〕や井侯・臣諫間の事例〈称【朕皇辟侯】〉〔臣諫簋銘（中期 [4237]、II A）〕を挙げる事ができる。また、「対揚」形式を用いた例としては、耳尊銘（前期 [6007]）、相侯簋銘（前期 [4136]）、霁鼎銘（前期 [2749]）、莒簋銘〔『近二』（中期 [424—425]）〕がある。
- 5) 陪臣関係における冊命儀礼的廷礼の例としては、卯簋銘（中期 [4327]）や逆鐘銘（後期 [60—63]）を挙げる事ができる。卯簋銘では「右者」、逆鐘銘では「命某召者」（「呼某召者」のヴァリエーションと見られる）が仲介役を務めており、師馭簋銘（後期 [4311]）と逆鐘銘で「若曰」の自述形式が用いられている。「呼某召者」については、拙稿 2010 参照。
- 6) 禹鼎銘（後期 [2833—2834]、III B）に、  
  - ・・肆武公亦弗遐忘朕聖祖考幽大叔，懿叔，命禹併朕祖考，政于井邦。・・
  - ・・ゆえに武公もまた朕が聖祖考幽大叔，懿叔を遐忘したまわず，禹に命じて朕が祖考を併ぎて，井邦に政せしめたまう。・・
とある例も、陪臣関係の世代間継承を示している。武公が内諸侯井国の「井公」であったと見られる点については、吉本 2005（59 頁）参照。
- 7) 同様に、宣王 43 年の逯鼎二銘〔『近二』（後期 [330—339]）〕では、逯盤銘〔『近二』（後期 [939]）〕で命じられた栄兌を「疋」する命を「糴稟」するように命じている。
- 8) なお、善鼎銘における事例は、先王の命に拠る陪臣関係の再構築を図った例でもある。外諸侯内の陪臣関係を王朝が構築する事例としては、他に井侯簋銘（前期 [4241]、II A）【〈井侯一栄，内史〉間】や戎生編鐘銘〔『近』（後期 [27—34]）〕【〈晋侯一邵伯（戎生の皇考）〉間】，逯鼎一銘〔『近二』（後期 [328—329]）〕【〈楊侯一逯〉間】が挙げられる。
- 9) 関中王畿に対する陝東出自者の徙民については、拙稿 2010 参照。
- 10) 召尊銘（中期 [5931]）に陝東系諡号が見える。
- 11) 裘衛鼎一銘には殷式紀年法が見えるが、裘衛盃銘には「文考惠孟」というように周系諡号が見える。殷式紀年法のみではなく同時に陝東系諡号をも用いて初めて陝東系出自であると確言できる（拙稿 2010 参照）ため、ここでは可能性として指摘しておくにとどめる。
- 12) 矢氏については、王明珂 87 参照。散氏が周系の姫姓国であると見られる点についても、同論文参照。
- 13) 召鼎銘で被告とされている限は「王人」とも換言されており、周系の王室関係者であった可能性がある（『通釈』3 上：128 頁）。

- 14) 白川氏は懿王期に繋げられている（『通釈』6：289頁）。
- 15) 師旂鼎銘（中期 [2809]、II B）では、軍の内紛を調停するにあたって伯懋父が単独裁定者の任に就いている。
- 16) 井伯を筆頭者としている点は、「右者」と同様に執政団においても、周族がその初期において主導権を握っていた事を示しているものと思われる。  
井氏は、その分族であると思われる外諸侯邢（井）国に関して『左伝』僖公24年条に「周公之胤也」とあり、また強伯鬲銘（前期 [908]、II）に「井姫」が見える点等から、周公系の周族出自であると考えられる。  
初期の「右者」に周系の井氏が多く就任している点については、拙稿2010参照。
- 17) 夷王期に入ると、齊哀公の討滅〔『竹書紀年』〈『史記』周本紀正義所引〉夷王3年条〕や眉敖征伐〔夷王9年の準伯簋銘（後期 [4331]）〕等が行われ、外諸侯を介した諸夷の貢賦体制の構築〔夷王16年の士山盤銘〔『近二』（中期 [938]）〕〕が図られている。なおこの点については、次稿において検討する。
- 18) 康王が後世において模範とすべき王とされていた点については、松井05参照。
- 19) 宗周鐘銘（後期 [260]）に見える南国良子征伐や前掲禹鼎銘所掲の鄂侯馭方征伐など、特に南方方面に対する征略が積極的に推し進められた〈宗周鐘銘は厲王の自作器であり、また禹鼎銘については徐中舒1959の断代に従う〉。厲王期の陝東経略については、夷王期と同様に次稿において考察対象とする。
- 20) 大簋二銘に見える「皇考刺伯」は、厲王15年の大鼎銘（中期 [2807—2808]、III A）所掲「刺考己伯」の簡称であると考えられ（『通釈』3下：579頁）、陝東系出自であると見られる。
- 21) 鬲從盞銘に「皇祖丁公」と見え、また凶象記号が付されているため陝東系出自であると判断される。
- 22) 従前の事例では、単独裁定者や執政団に対して提訴していた。但し、鬲攸從鼎銘の事案では虢旅が裁定を担当している。
- 23) 厲王5年の珣生簋一銘（後期 [4292]、III A）と同6年の珣生簋二銘（後期 [4293]）に召伯虎及びその支族である珣生の事跡が見える。なお、五年珣生尊銘〔『近二』（後期 [587—588]）〕も厲王5年に繫年されるであろう。
- 24) 厲王18年の克盞銘（後期 [4465]、III A）や厲王23年の小克鼎銘（後期 [2796—2802]、III B）の断代に従い、厲王期に繋げるべきものと思われる。
- 25) 中期改革期以前における「親」賜形式の事例としては、穆王期の適簋銘（中期 [4207]、II A）がある。「親」頤形式をとる盞駒尊銘〈「王親頤盞駒、賜兩。」〉（中期 [6011]）や「親」命形式をとる史懋壺銘（中期 [9714]）も同様に最初期の用例であろう（『通釈』では盞駒尊銘を昭王期に、また史懋壺銘を共王期に繋げられている。）なお、「親」形式の意義については松井02：109頁参照。
- 26) 「親」形式の際に「呼某召者」が仲介している事例としては、前掲盞駒尊銘や克鐘銘（後期 [204—209]、III B）、晋侯蘇鐘銘〔『近』（後期 [35—50]）〕を挙げる事ができる。
- 27) 厲王期に入ると、井氏や虢氏等の関中王畿内大族による陝東経略事例が頻見するようになる〈前掲禹鼎銘や虢仲盞銘（後期 [4435]、III A）等。虢仲盞銘については、朱鳳瀚2006の断代に従う〉。なおこの点については、次稿において検討する。
- 28) 『通釈』では「宣王即位元年前年」の器銘であるとされている。「嗣余小子」とは、共和初年に即位した宣王を指すであろう〔宣王が共和元年に即位していた点については、『通釈』3下：753頁参照〕。
- 29) 共和年間の紀事金文は、元年の前掲逆鐘銘を除き、全て師職者による作器である。なお、共王期から夷王期にかけての師職者自作器は、紀事金文のみに着目した場合、即位初年の時期に多く見出される（厲王期、宣王期、幽王期における師職者自作器の紀事金文は未見）。
- 30) 伯懋父の死については共和11年の師鬲簋銘（後期 [4324—4325]、III B）に見える。伯懋父が死去しても、もう一方の首魁である厲王が死去するまでは虢王権との統合は実現しなかった（共和期は14年まで）。
- 31) 『左伝』僖公24年条に「毛、文之昭也」とあり、また班簋銘（中期 [4341]、II A）でも、作器者の毛班が自ら「文王、王奴聖孫」と称している。
- 32) 虢氏については、『左伝』僖公5年条に「虢仲、虢叔、王季之穆也」とあり、また齊侯匱銘（春秋前期 [10272]、春秋II B）に「齊侯作虢孟姫良女宝匱」とあり、周族出自であると見られる。虢氏は宣王期に獫狁征伐で活躍し〔虢季子伯盤銘（後期 [10173]）〕、また幽王期以降は『竹書紀年』に「申侯、魯侯及許文

公立平王於申、以本太子、故称天王。幽王既死、而虢公翰又立王子余臣於携。周二王並立。」〔『左伝』昭公 26 年条孔疏所引〕とあるように、権臣化して携王擁立に関与していたものと見られる。

- 33) 当該期の獫狁征伐事業は、兮甲盤銘（後期 [10174]、Ⅲ B）や前掲虢季子伯盤銘等に認められる。また、貢賦徴収体制の再建に関わる事跡は、頌鼎銘（後期 [2827—2829]、Ⅲ A）〔同簋銘（後期 [4332—4339]）、同壺銘（後期 [9731—9732]）〕や前掲兮甲盤銘等に認められる。
- 34) 多友鼎銘所載の武公は前掲禹鼎銘など、厲王期の器銘に登場し、また宣王 5 年の前掲兮甲盤銘に「王初各伐獫狁」とあるように、獫狁征伐は宣王期から開始されている。そうすると、多友鼎銘は宣王初期に繫年するのが適当であろう。
- 35) 呉虎鼎銘に「皇祖考庚孟」というように陝東系諡号が見える。
- 36) 前掲克鐘銘では、士芻が「呼某召者」をつとめている。また、『後漢書』東夷列伝に宣王期における召公の淮夷征伐記事が見え、宣王期の詩篇とされる『詩』大雅・江漢や大雅・崧高にも召公（召伯）関連記事が見える。
- 37) 共和期〈宣王在位〉の「親」形式の事例は、共和 4 年の師西鼎銘〔『近二』（中期 [326]）〕に見える。
- 38) 「賜与者」の前に授書者を配置する形式が見出される〈前掲頌鼎銘〔同簋銘、同壺銘〕、邁鼎銘（後期 [2815]）、袁盤銘（後期 [10172]〔同鼎銘（後期 [2819]）〕）、前掲逯鼎一銘、前掲逯鼎二銘〉。

## 引用文献一覧

### 【青銅器銘・青銅彝器著録】《及び略称》

- ◇林巳奈夫「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」（東方学報〈京都〉35、1983）、『殷周時代青銅器の研究—殷周時代青銅器綜覧 1—』（吉川弘文館、1984）、『春秋戦国時代青銅器の研究—殷周時代青銅器綜覧 3—』（吉川弘文館、1989）《略称：『研究』》
- ◇白川静『白川静著作集 別巻 金文通釈』（平凡社、2004～2005）〈原著：『金文通釈』（白鶴美術館誌 1～56 輯）1962～1984）《略称：『通釈』》
- ※特に断らない限り、白川氏の断代案については『通釈』5（487～527 頁）所掲の「断代分期表と器群」に示された断代案を参照した。
- ◇中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』（中華書局、1984～1994）《略称：『集成』》
- ◇劉雨、盧岩『近出殷周金文集録』（中華書局、2002）《略称：『近』》
- ◇劉雨、嚴志斌編『近出殷周金文集録二編』（中華書局、2010）《略称：『近二』》

### 【論考 中文】

- 王明珂 1987「西周夙国考」（大陸雜誌 75—2、1987）
- 山西省考古研究所・運城市文物工作站・絳県文物局「山西絳県横水西周墓発掘簡報」（文物 2006—8）
- 朱鳳瀚 2006「柞伯鼎与周公南征」（文物 2006—5）
- 徐中舒 1959「禹鼎的年代及其相關問題」（考古学報 1959—3）

### 【論考 日文】

- 谷秀樹 2008「西周代天子考」（立命館文学 608、2008）
- 2010「西周代陝東出自者「周化」考—西周中期改革考（1）—」（立命館文学 617、2010）
- 松井嘉徳 2002『周代国制の研究』（汲古書院、2002）
- 2005「記憶される西周史—逯盤銘の解説—」（東洋史研究 64—3、2005）
- 吉本道雅 2004「西周紀年考」（立命館文学 586、2004）
- 2005『中国先秦史の研究』（京都大学学術出版会）

表1 陪臣関係表【中期改革期以前】

† 林欄は『研究』に示された断代案を示す。

† 王官同士の間における陪臣関係を対象とする〔外諸侯関連器や王姜等女君関連器、及び族内（父子・兄弟間、本一支族間）関連器を除く〕。

† 《★》は、王命に基づいて組成された序列関係を指す。

器名	上位者	下位者	器銘	林	『集成』等
小臣单觶	周公	小臣单	・・周公賜小臣单貝十朋。・・	I A	前期 6512
作册鬲卣・尊	明保（公）	作册鬲	佳明保殷成周年。公賜作册鬲、鬲，貝。鬲揚公休。・・	I B	前期 5400・5991
令彝・尊	明保	作册矢令、 允師	・・（明公）廼命曰、今我唯命汝二人、允眾矣。爽左右于乃寮以乃友事。作册令、敢揚明公尹厥室。・・	I B	前期 9901・6016
作册大方鼎	公束	作册大	・・公賞作册大白馬。大揚皇天尹大保室。・・	I B	前期 2758—2761
繡方	獻仲	繡	・・獻仲賞厥繡逐毛，兩馬匹。對揚尹休。・・	I B	前期 2729
獻簋	獻伯	獻	・・朕辟天子獻伯、命厥臣獻金車。・・獻身在畢公家、受天子休。・・	II A	前期 4205
寶鼎	謙公	寶、史旃	・・謙公命寶眾史旃曰、以師氏眾有嗣後國、□伐豫。・・	II A	前期 2740—2741
厚趯方鼎	謙公	厚趯	佳王來格于成周年。厚趯侑償于謙公。・・	II	前期 2730
嗣鼎	謙公	嗣	王初□□于成周。謙公獲嗣曆、賜□□□□。嗣揚公休。・・		前期 2659
貝卣・尊	史旃	貝	貝從史旃伐會。・・	II A	前期 5387
史獸鼎	尹	史獸	尹命史獸、立工于成周。・・尹賞士獸□。・・對揚皇尹丕顯休。・・	II A	前期 2778
召尊・卣	伯懋父	召	・・伯懋父賜召白馬敏黃，髮微。・・	II A	前期 6004・5416
旅鼎	公大保	旅	佳公大保、來伐反夷年。・・公賜旅貝十朋。・・	II A	前期 2728
亢鼎	公大保	亢	・・公大保買大琚于美亞、在五十朋。公命亢婦美亞貝五十朋、・・		『近二』前期 321
櫛殘器	大保	櫛	大保賜厥臣櫛金。・・		前期 3790
御正良爵	今大保	御正良	・・今大保賞御正良。・・		前期 9103
班簋	毛公	吳伯、呂伯	・・王命毛公、・・伐東國疇戎。咸。王命吳伯曰、以乃自、左比毛父。王命呂伯曰、以乃自、右比毛父。・・《★》	II A	中期 4341
寗鼎	趙	寗	王命趙、戡東反夷。寗肇從趙征、・・		中期 2731 ※①
臣卿鼎・簋	公	臣卿	公違省自東、在新邑。臣卿賜金。・・		前期 2595・3948
束觶	公	束	公賞束。・・		前期 5333
小臣遫鼎	仲	小臣遫	小臣遫即事于西、休。仲賜遫鼎。揚仲皇。・・		前期 2581
小臣傳卣	伯剗父	小臣傳	・・師田父命小臣傳非余。・・伯剗父賞小臣傳□□、揚伯休。・・※②		前期 4206
繁簋	公	繁	・・公命繁伐于異伯、異伯獲繁曆、賓被井，貝十朋。繁對揚公休。・・		前期 4146
繁卣	公	繁	・・公獲繁曆、賜宗彝一□，車馬兩。繁拜手稽首、對揚公休。・・		中期 5430 ※③
保貝簋	公	保貝	・・公在虜、保貝遷。辟公賜保貝金車。曰、用事。・・		『近』前期 484
伯冏父卣	伯冏父	余	伯冏父曰、休父賜余馬、對揚父休。・・		前期 5390
比簋	公	比	比賜金于公。・・		『近』前期 449

能匍尊	盥公	能匍	能匍賜貝于厥盥公、矢廩五朋。・・	前期 5984
羿	公仲	羿	・・公仲在宗周、賜羿貝五朋。・・	殷或前期 10581
高卣	尹	高	・・尹賜臣唯小斲。揚尹休、高对作父丙宝尊彝。・・	前期 5431
臣衛父辛鼎	公	臣衛	・・公賜臣衛宋斲貝四朋。・・	前期 5987
小臣鼎	宓伯	小臣	・・宓伯于成周、休眡小臣金、弗敢喪。揚。・・	前期 2678
彥父丁鼎	尹	彥	・・尹賞彥貝三朋。・・	前期 2499
揚鼎	車叔	揚	・・揚見事于彭。車叔賞揚馬。・・	前期 2612—2613
舍父鼎	辛宮	舍父	辛宮賜舍父帛、金。揚辛宮休。・・	前期 2629
易□簋	趨叔	小臣	易□曰、趨叔休于小臣貝三朋、臣三家。对厥休。・・	前期 4042—4043
臚作父辛卣	宜生	臚	宜生賞臚。・・	前期 5361
耳卣	寧史	耳	寧史賜耳。耳休弗敢沮。・・	前期 5384
殺父乙尊	伯□父	殺	・・伯□父賜殺金。・・	殷或前期 5973
微作父乙尊	公	微	公賜微貝。对公休。・・	前期 5975
鬯方尊	公	鬯	・・鬯從公□鬯、各于官。賞鬯貝。・・	前期 5986
鼂方尊	公	鼂	・・公命鼂從□友□炎身、鼂既告于公、休亡貳、敢对揚厥休。・・	前期或中期 6005
望父甲爵	公	望	公賜望貝。・・	前期 9094
祉作父辛角	虺	祉	・・虺賞祉貝。・・	前期 9099
伊器	伊虺	辛吏	・・伊虺祉于辛吏、伊虺賞辛吏秦金。・・	西周 10582

※① 『通釈』では成王期に繋がられている。

※② 小臣傳は師田父と伯割父の両者から賜与されているが、「揚伯休」とある点に着目すると、陪臣関係上の上位者は伯割父（「伯」）であったのではないかと思われる。

※③ 関連器銘である繁鬯銘（前期 [9822]）と同出の長白盃銘（中期 [9455]）がⅡ A に繋がられており、中期改革期以前の器銘であると判断した。

表2 陪臣関係表【中期改革期以後】

† 吉本欄は吉本 2004, 2005、林欄は『研究』に示された断代案を示す。

† 王官同士の間における陪臣関係を対象とする〔外諸侯関連器や女君関連器、及び族内関連器を除く〕。また、「某有嗣某」形式の事例については略する（(例) 榮有嗣再鬲（後期 [679]））。

† 《★》は、王命に基づいて組成された序列関係を指す。

器名	上位者	下位者	器銘	吉本	林	『集成』等
師鬲鼎	伯大師	師鬲	・・鬲拜稽首、休伯大師肩鬲鬲臣皇辟。・・伯大師武臣、保天子、・・	共王 8	II B	中期 2830
鬲伯再簋	益公	鬲伯再	唯廿又三年初吉戊戌、益公蔑鬲伯再曆、右告、命金車、旂。再拜手稽首、对揚公休。・・	※①		『近二』 中期 427
虎簋	師戲	虎	・・王呼内史曰、册命虎。・・今命汝曰、更厥祖考、足師戲嗣走馬馭人眾五邑走馬馭人。・・ 《★》	共王 30		『近』 中期 491
師農鼎	師俗	師農	・・王呼作册尹、册命師農。胥師俗嗣□人佳小臣善夫。・・ 《★》	懿王 3		中期 2817
走簋	□	走	・・王呼作册尹、〔册命〕走。鞫疋□。賜女赤〔鬪市、鬪〕旂。・・ 《★》	懿王 12		後期 4244
孟卣	兮公	孟	兮公室孟鬯，束，貝十朋。孟对揚公休。・・		II B	前期 5399
鼯簋	公	鼯	・・公賜鼯宗彝一肆，賜鼎二，賜貝五朋。鼯对揚公休。・・		II B	前期 4159
小臣宅簋	同公	小臣宅	・・同公在豊。命宅使伯懋父。伯賜小臣宅。・・。揚公，伯休。・・ ※②		II B	前期 4201
競卣	伯辟父	競	・・伯辟父皇競格于官。競蔑曆、賞競章。对揚伯休。・・		II B	前期 5425
競簋	伯辟父	御史競	・・伯辟父蔑御史競曆、賞金。競揚伯辟父休。・・		II B	前期 4134—4135
孟簋	毛公	孟の文考	孟曰、朕文考眾毛公，趙仲、征無夷。毛公賜朕文考臣、自厥工。对揚朕考賜休。・・		II B	前期 4162—4164
罕鼎	趙仲	罕	・・趙仲命罕鞫嗣鄭田。罕拜稽首、对揚趙仲休。・・			中期 2755
泉彘卣	伯雍父	泉彘	王命彘曰、・・汝其以成周師氏、戍于古白。伯雍父蔑泉曆、賜貝十朋。泉拜稽首、对揚伯休。・・		II B	中期 5419—5420
泉簋一	伯雍父	泉	伯雍父来自猷、蔑泉曆、賜赤金。对揚伯休。・・			中期 4122
斲鼎	師雍父	斲	・・師雍父省道、至于猷、斲從。其父蔑斲曆、賜金。对揚其父休。・・		II B	中期 2721
遇甗	師雍父	遇	・・師雍父戍在古白。遇從。師雍父肩、使遇使于猷侯。・・		II	中期 948
稽卣	師雍父	稽	稽從師雍父、戍于古白。蔑曆、賜貝卅等。稽拜稽首、对揚師雍父休。・・			中期 5411
馭觶	仲競父	馭	・・馭從師雍父、戍于古白之年。馭蔑曆、仲競父賜金。馭拜稽首、对揚競父休。・・			中期 6008
旂鼎一	公	旂	・・公賜旂僕。・・		※③	前期 2670
免簋	周師	免	・・王授作册尹書、卑册命免。曰、命女胥周師、嗣斲。・・ 《★》		II ※④	中期 4240

守宮盤	周師	守宮	・・周師光守宮事、儻。周師丕鬻、賜守休・・。守休对揚周師鬻。・・		II	中期 10168
獄簋	周師	獄	・・獄曰、朕光尹周師右、告獄于王。王或賜獄佩，緇市，朱衡。曰、用事。・・			『近二』 中期 438
庚季鼎	伯俗父	庚季	・・伯俗父右庚季。王賜・・。曰、用左右俗父、鬻衮。・・ 《★》			中期 2781
卯簋	榮伯	卯	・・榮伯呼命卯曰、今、余佳命女、死鬻荼京，荼人。・・卯拜手稽首、敢对揚榮伯休。・・			中期 4327
同簋	吳大父	同	・・王命同、左右吳大父、鬻場，林，虞，牧。・・世孫々子々、左右吳大父、母女有閑。・・ 《★》			中期 4270—4271
呂服余盤	備仲	呂服余	・・備仲内右呂服余。王曰、服余。命汝更汝祖考事、胥備仲鬻六白服。・・ 《★》			中期 10169
申簋	大祝	申	・・王命尹冊命申。更乃祖考、疋大祝、官鬻豐人眾九鬻祝。・・ 《★》			中期 4267
伯克壺	伯大師	伯克	・・伯大師賜伯克僕冊夫。伯克敢对揚天佑王伯侑。・・	厲王 16		後期 9725
駒父盥	南仲邦父	駒父	・・南仲邦父、命駒父即南諸侯、率高父、見南淮夷。・・	厲王 18		後期 4464
公臣簋	虢仲	公臣	虢仲命公臣、鬻朕百工。賜女馬乘，鐘五，金、用事。公臣拜稽首、敢揚天尹丕顯休。・・ [※⑤ (天君)]		III A	後期 4184—4187
禹鼎	(井) 武公 ※⑥	禹	禹曰、肆武公亦弗遐忘朕聖祖考幽大叔，懿叔、命禹侑朕祖考、政于井邦。・・敢对揚武公丕顯耿光。・・		III B	後期 2833—2834
逆鐘	叔氏	逆	・・叔氏若曰、逆。乃祖考許政于公室。今余賜汝・・。逆敢拜手稽。	共和 1		後期 60—63
師馯簋	伯馯父	師馯	・・伯馯父若曰、師馯。乃祖考有勲于我家。汝有佳小子、余命汝死我家、・・馯拜稽首、敢对揚皇君休。・・	共和 1		後期 4311
師兌簋一	師馯父	師兌	・・王呼内史尹、冊命師兌。疋師馯父、鬻左右走馬，五邑走馬。・・ 《★》	共和 1	III B	後期 4274—4275
師兌簋二	師馯父	師兌	・・王呼内史尹、冊命師兌。余既命汝疋師馯父、鬻左右走馬。今余佳鬻橐乃命、命汝鞞鬻走馬。・・ 《★》	共和 3		後期 4318—4319
幾父壺	同仲	幾父	・・同仲充西宮、賜幾父示棗六，僕四家，金十鈞。幾父拜稽首、对揚朕皇君休。・・		III A	中期 9721—9722
不嬰簋	伯氏 (= 虢季子伯) ※⑦	不嬰	・・伯氏曰、不嬰。汝小子、汝肇敏于戎工。賜汝弓一，矢束，臣五家，田十田、用從乃事。不嬰拜稽首休。・・		III A	後期 4328—4329
多友鼎	(井) 武公	多友	・・公親曰多友曰、余肇使汝、休不逆、有成事、多擒、汝靖京白。賜汝・・。多友敢对揚公休。・・			後期 2835
速盤	榮兌	速	・・王若曰、速。・・今余唯經乃先聖祖考、申就乃命、命汝疋榮兌、鞞鬻四方虞林、用宮御。・・			『近二』 後期 939
速鼎二	榮兌	速	・・王呼尹氏冊命速。・・昔余既命汝疋榮兌鞞鬻四方虞林、用宮御。・・鬻橐乃命、命汝官鬻歷人。・・ 《★》	宣王 43		『近二』 後期 330—339

柞鐘	仲大師	柞	・・柞賜載，朱黃，鑿、鬲五邑甸人事。柞拜手、對揚仲大師休。・・	幽王3	ⅢB	後期 133—139
康簋	公伯	康	康拜稽首、休朕甸君公伯、賜厥臣弟康。・・。康弗敢忘公伯休、對揚伯休。・・			中期 4167
夔卣	丙公	夔	・・公飲在館、賜夔馬、曰、用肇事。夔拜稽首、對揚公休。・・			『近』 中期 605
鼓簋	伯氏	鼓	・・伯氏室鼓、賜鼓弓，矢束，馬匹，貝五朋。鼓用從、永揚公休。			中期 4099
斲尊	仲	斲	・・王工、從、斲格仲。仲賜斲瓚、斲揚仲休。・・			中期 5988
歃尊	□季	歃	歃休于□季、受貝二朋、揚季休。・・			中期 5981
生史簋	□伯	生史	□伯命生史使于楚。伯賜賞、・・			中期 4100—4101
宴簋	夏父東	宴	・・宴從夏父東。多賜宴。・・			後期 4118—4119
妊小簋	伯芴父	鞫	伯芴父使鞫覲尹人于齊白。妊小從。・・			後期 4123
公賀鼎	叔氏	布	・・叔氏使布安賀伯、賓布馬轡乘。・・			中期 2719
攸戒鼎	鞫伯慶	攸戒	鞫伯慶賜攸戒簠、罍、虎裘，豹裘。用政于六白。・・			『近』 後期 347
戠簋	走馬	戠	・・王曰、戠。命女作鬲土、官鬲籍田。・・楚走馬。・・ 《★》			後期 4244

※① 発掘簡報は当該器が出土した墓葬を「穆王時期或いはそれよりやや降る時期」に断代しており（山西 2006）、また関連器銘である棚生簋銘（中期 [4262—4265]）は、『通釈』では共王期に断代されている。そうして、吉本紀年の年代数を考慮するならば「共王 23 年」に断代するのが適当であろうと思われる。

※② 小臣宅は同公のもとから伯懋父のもとへ派遣され、伯懋父から賜与されている。それ故、陪臣関係上の上位者は同公（「公」）である。

※③ 関連器銘である師旂鼎銘（中期 [2809]）は、Ⅱ B に繋げられている。

※④ 関連器銘である免尊銘（中期 [6006]）は、Ⅱ B ～Ⅲ A に繋げられている。

※⑤ 『集成』 4187 のみは「天君」に作る。

※⑥ 武公を「井武公」と見る点については、本文注 6）参照。

※⑦ 伯氏と號季子伯を同定する解釈は、白川説に拠る（『通釈』 3 下：822 ～ 823 頁）。

（本学非常勤講師）